

使用料・手数料の改定等

1 改定等の趣旨

使用料・手数料は、基本的に、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に関し、住民間の負担の公平を図る観点から、コストを負担していただくものです。

このため、以下の考え方により、使用料・手数料の料額の改定及び新設を行います。

2 改定等に当たっての考え方

- ① 原則として2年以上改定を行っていないものを調査し、改定の対象とします。
- ② 料額は、原価を基本としつつ、国や他団体、類似施設の料額などを勘案しながら設定します。
- ③ 現行料額と原価との間に著しい乖離が見られる料額については、倍率 1.5倍を限度として改定を行います。

3 対象条例等の数及び増収見込額（一般会計）

区 分	対象条例等の数	増収見込額(億円)	
		初年度	平年度
料 額 の 改 定	6	△ 2. 0	△ 2. 0
料 額 の 新 設	1	2. 0	2. 0
合 計	7	0. 1	0. 1

* この他に、準公営企業会計で1条例の改定を行います。

4 主な改定等項目

(1) 料額を改定するもの

○ 健康安全研究センターの試験検査手数料

食品衛生試験

定性分析（特に複雑なもの） 13,800円 → 20,700円

定量分析（特に複雑なもの） 33,450円 → 41,400円

○ 都立公園の土地の使用料

日比谷公園 月額 9,936円 → 10,045円 (1 m²)

駒沢オリンピック公園 月額 993円 → 931円 (1 m²)

○ 海上公園の土地の使用料

お台場海浜公園 月額 1,485円 → 1,410円 (1 m²)

辰巳の森海浜公園 月額 571円 → 505円 (1 m²)

○ 都営空港の建物使用料

調布飛行場ターミナルビル 月額 1,250円 → 1,773円 (1 m²)

(2) 料額を新たに設けるもの

○ 谷中霊園の立体埋蔵施設使用料

第三区 472,000円 (1か所)

○ 八柱霊園の合葬埋蔵施設使用料

一定期間後共同埋蔵 129,000円 (1か所)

直接共同埋蔵 52,000円 (1か所)